



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 3 月 15 日  
号 外 ( 第 10 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
11	大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則..... 1
12	大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則..... 11
13	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 12
14	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 12
15	大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則..... 12
16	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 12
17	大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 13
<b>訓 令</b>	
2	大津市民病院職員駐車場利用規程..... 17
3	大津市職員事務引継規程..... 17
<b>告 示</b>	
54	平成10年告示第28号(市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて)の一部改正..... 19
<b>企業局管理規程</b>	
1	大津市企業局公印規程の一部改正..... 19
<b>消防局訓令</b>	
1	大津市火災調査規程の一部改正..... 19
<b>消防局長告示</b>	
1	平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでではない場所の指定について)の一部改正..... 19
<b>教育委員会規則</b>	
2	大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 20

## 規 則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則を公布する。  
平成25年3月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第11号

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「政令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(申請書に添付する図書等)

**第2条** 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する業務を行う者に限る。)が行う技術的審査を受けた場合にあつては、それぞれ当該機関が認定の申請に係る建築物の性能を法第54条第1項第1号に適合すると評価した書面

共同住宅等及び複合建築物である場合にあつては、住宅の規模等を示す建築物別概要書(様式第1号)

その他市長が必要と認める図書

(法第54条第3項の通知等)

**第3条** 法第54条第3項の規定による通知は、低炭素建築物新築等計画通知書(様式第2号)に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

(認定の申請の取下げ)

**第4条** 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(工事の完了の報告)

**第5条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかに、工事が完了した旨の報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により前項の報告以外の報告を求められたときは、状況に関する報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(認定建築主等の変更)

**第6条** 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事の完了前に認定建築主の変更があったときは、変更後の当該建築主は、名義変更届(様式第6号)に当該認定に係る通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(取りやめる旨の申出)

**第7条** 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第7号)に当該認定に係る通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

建築物別概要書

番 号	住 戸 の 存 在 階 数	住 室 番 号	床 面 積	認 定 対 象 の 別	譲 受 人 の 氏 名	備 考
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
住 宅 部 分	住 戸	認 定 対 象 部 分 計	m <sup>2</sup>	戸		
		非 認 定 部 分 計	m <sup>2</sup>	戸		
		計	m <sup>2</sup>	戸		
	住 戸 以 外 の 共 用 部 計		m <sup>2</sup>			
	小 計		m <sup>2</sup>			
	非 住 宅 部 分		m <sup>2</sup>			
合 計		m <sup>2</sup>				

注 1 番号の欄は、省令様式第 5 の第 3 面の【 1 . 住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。

2 譲受人の氏名の欄は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と記入し、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。

3 様式が不足する場合は、別葉を添付してください。

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

低炭素建築物新築等計画通知書

第 号  
年 月 日

( 宛先 )  
建築主事

大津市長 印

下記の者から、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）による申出があったので、同法第54条第3項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 建築物の位置
- 4 建築物の用途
- 5 建築物の名称

受 付 欄		消防関係同意欄	決裁欄	確認番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員印				係員印	

様式第 3 号 (第 4 条関係)

申請取下げ届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

届出人

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記の申請を取り下げたいので、大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 4 条の規定により届け  
出ます。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 認定に係る建築物の位置

3 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		決 裁 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 4 号 ( 第 5 条関係 )

( 第 1 面 )

工事が完了した旨の報告書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住所

認定建築主

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 〕

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了しましたので、大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 5 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 建築確認年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 確認検査済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 6 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士  
 ( 級 ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 住所  
 氏名  
 ( 級 ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 名称  
 所在地
- 7 工事中の軽微な変更の内容

( 本欄には記入しないでください。 )

受 付 欄		決 裁 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

(第 2 面)

【工事の完了を確認した状況】

	照 合 内 容	照合を行った 設 計 図 書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 は認定建築主に対して 行った報告の内容)
熱の損失の防止に関する事項	配置計画及び平面計画				
	外壁、屋根、床、窓等の開口部の断熱性能				
	窓からの日射による熱負荷の低減				
	気密性の確保				
	防露性の確保				
	暖房機器等による室内空気汚染の防止				
	防暑のための通気経路の確保				
一次エネルギー消費量に関する事項	空 気 調 和 設 備				
	照 明 設 備				
	給 湯 設 備				
	昇 降 設 備				
	そ の 他				
	備 考				

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 欄は、住宅の用途に係る建築物のみ記入してください。

4 第 2 面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第 2 面に記載する必要はありません。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

状況に関する報告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

認定建築主 住所  
氏名 印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について、大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 5 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		決 裁 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。  
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 6 号 ( 第 6 条関係 )

名義変更届

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住所  
認定建築主

氏名 印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 〕

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物において、認定建築主の変更があったので、大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 6 条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名及び住所

変更前	フリガナ	
	氏 名	印
	住 所	
変更後	フリガナ	
	氏 名	印
	住 所	

5 変更の理由

( 本欄には記入しないでください。 )

受付欄		決裁欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

## 様式第 7 号 ( 第 7 条関係 )

## 取りやめる旨の申出書

年 月 日

( 宛先 )

大津市長

住所  
認定建築主

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名 〕

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定により申し出ます。

## 記

- |   |                   |   |   |   |   |  |   |
|---|-------------------|---|---|---|---|--|---|
| 1 | 低炭素建築物新築等計画の認定番号  | 第 |   | 号 |   |  |   |
| 2 | 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 | 年 | 月 | 日 |   |  |   |
| 3 | 認定に係る建築物の位置       |   |   |   |   |  |   |
| 4 | 建築確認年月日及び番号       | 年 | 月 | 日 | 第 |  | 号 |
| 5 | 確認検査済証交付年月日及び番号   | 年 | 月 | 日 | 第 |  | 号 |
| 6 | 取りやめの理由           |   |   |   |   |  |   |

( 本欄には記入しないでください。 )

受 付 欄		決 裁 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

注 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

注 3 欄は、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により確認済証の交付を受けた場合に記入してください。

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第12号**

大津市住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

大津市住宅用家屋証明事務施行細則（昭和59年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「次項第 8 号」を「次項第 9 号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号ただし書中「について、」を「について」に改め、「場合」の次に「又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第54条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

当該家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する低炭素建築物（以下「低炭素建築物」という。）である場合においては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。）別記様式第 5 による申請書の副本及び別記様式第 6 による認定通知書（都市低炭素化促進法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第55条第 2 項において準用する同法第54条第 1 項の規定による変更の認定を受けた場合は、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第 7 による申請書の副本及び別記様式第 8 による認定通知書。次項第 2 号において同じ。）

第 2 条第 3 項第 9 号を同項第10号とし、同項第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号ただし書中「について、」を「について」に改め、「場合」の次に「又は低炭素建築物について都市低炭素化促進法第54条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

当該家屋が低炭素建築物である場合においては、都市低炭素化促進法施行規則別記様式第 5 による申請書の副本及び別記様式第 6 による認定通知書

「特定認定長期優良住宅以外

- (a) 新築されたもの
  - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - (c) 新築されたもの
  - (d) 建築後使用されたことのないもの」
- 様式第 1 号中 特定認定長期優良住宅 を

「特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
  - (d) 建築後使用されたことのないもの
- に改め、同様式備考第 1 項中「(d)」を「(f)」に改め、

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの」

同様式備考第 2 項中「又は(d)」を「、(d)又(f)」に改め、同様式備考第 3 項中「又は(c)」を「、(c)又は(e)」に改め、同様式備考第 4 項中「若しくは(d)」を「、(d)若しくは(f)」に改める。

「特定認定長期優良住宅以外

- (a) 新築されたもの
  - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - (c) 新築されたもの
  - (d) 建築後使用されたことのないもの」
- 様式第 2 号中 特定認定長期優良住宅 を

「特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- に改める。

- (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第 1 号及び様式第 2 号により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

-----  
大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第13号**

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和54年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 認定委員会は、委員長が公務又は通勤により生じたものであることが明らかであると認める災害については、書面により決議することができる。
- 7 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による決議について準用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第14号**

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 項の表農業経営基盤強化資金利子助成金の項の次に次のように加える。

青年就農支援給付金	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し給付金を交付し、もって青年の就農支援及び就農後の定着を図ること。
-----------	--

別表第 9 項の表消火器具整備事業補助金の項中「消火器具」を「地域防火・防災資器材」に改め、「消火栓器具」の次に「並びに防災器具」を、「初期消火体制」の次に「及び防災体制」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 9 項の表の改正規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第15号**

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第42条第 3 項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第16号**

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第27号」を「第32号」に改め、第27号を第32号とし、第26号を第31号とし、第25号を第30号とし、第24号の次に次の5号を加える。

- (25) コンビニエンスストアにおいて収納した市税等の電算処理業務
- (26) 歳入金のデータの磁気テープ等への収録業務
- (27) 固定資産の評価に関する現況調査分析及び地籍図修正等業務
- (28) 固定資産税の納税通知等に係る帳票の印刷及び発送並びに帳票データの管理業務
- (29) 学校用務員業務

第21条の3第3項中「前条第25号から第27号まで」を「前条第30号から第32号まで」に改める。

第29条、第37条第1項、様式第7号及び様式第10号中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

様式第11号中「年3.1%」を「年3.0%」に改める。

様式第12号及び様式第14号中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

様式第17号及び様式第17号の2中「年3.1%」を「年3.0%」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条、第37条第1項、様式第7号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第14号、様式第17号及び様式第17号の2の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第17号**

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「書面」の次に「（以下「適合証」という。）」を加える。

第3条中「事項を表示することを要しないもの」とすることにより、当該図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第3条各号を次のように改める。

前条第1号に規定する適合証を添えた場合にあっては、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図及び各種計算書

次に掲げる事項を明示することを要しないもの」とすることにより、省令第2条第1項の表に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該図書

ア 前条第2号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 前条第3号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（認定等の申請の取下げ）

**第5条** 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請若しくは法第8条第1項の規定（法第9条第1項の規定による場合を含む。）による変更の認定の申請又は法第10条の規定による承認の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（取消しの通知）

**第10条** 法第14条第2項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

様式第6号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第7条の」を「第8条の」に、

設計図書の内容について設計者に確認した事項
-----------------------

照合内容

を

設計図書の内容について設計者に確認した事項
-----------------------

照合方法

に改め、同様式を

様式第 6 号とする。

様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 3 号中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を様式第 4 号とし、様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

申請取下げ届

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

下記の申請を取り下げたいので、大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により、  
届け出ます。

記

1 認定等申請年月日及び 受付番号	年 月 日 第 号
2 申請の種類	計画の認定申請 計画の変更の認定申請 地位の承継の承認申請
3 建築確認の特例申出の 有無(法第 6 条第 2 項関係)	有 無
4 申請に係る住宅の位置	
5 代理人の住所・氏名	【住所】 【事業所名・氏名】 【電話番号】
6 取下げの理由	
受 付 欄	処 理 欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
係員印	係員印
	指摘事項

- 注 1 該当する にレ印を記入してください。
- 2 欄は、記入しないでください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

**様式第 8 号 ( 第 10 条関係 )**

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

( 認定計画実施者 ) 様

大津市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定により、下記の認定を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名又は名称
- 4 認定計画実施者の住所
- 5 認定に係る住宅の位置
- 6 認定に係る住宅の構造
- 7 取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、大津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に大津市を被告として ( 大津市長が被告の代表者となります。 ) 提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

**附 則**

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 訓 令

## 大津市訓令第 2 号

大津市民病院職員駐車場利用規程を次のように定める。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市民病院職員駐車場利用規程

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき大津市民病院（以下「病院」という。）の職員に貸し付ける駐車場の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

職員 病院に勤務する職員で事務局の職員以外のものをいう。

職員駐車場 病院の第 1 駐車場棟の屋上部分で、職員の通勤の用に供する自動車（以下「通勤用自動車」という。）を駐車させるために市長が指定した区画をいう。

(駐車場利用契約)

**第 3 条** 職員駐車場を利用しようとする職員は、市長に所定の様式による申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、通勤用自動車を駐車させることが適当であると認めるときは、所定の様式による契約書により、職員と職員駐車場の利用に係る契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(賃貸料の額)

**第 4 条** 職員駐車場の賃貸料（以下「賃貸料」という。）は、大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）第34条において準用する同規則第38条第 2 項に規定する収益性等を考慮して算出した額とし、その額は、1 区画につき月額12,000円とする。

(賃貸料の納入)

**第 5 条** 賃貸料は、契約を締結した職員（以下「利用者」という。）の給与から控除するものとする。

(利用の中止)

**第 6 条** 利用者は、職員駐車場の利用を中止しようとするときは、所定の様式による解除届を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、契約は、届出のあった日の属する月の末日をもってその効力を失う。

(禁止行為)

**第 7 条** 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

他の自動車の駐車を妨げること。

職員駐車場の施設を汚損し、又は毀損すること。

契約した区画以外の場所に駐車すること。

前 3 号に掲げるもののほか、職員駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(権利譲渡等の禁止)

**第 8 条** 利用者は、貸付けを受けた権利を他の職員等に譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の解除)

**第 9 条** 市長は、次の各号のいずれかの事実が判明したとき、又は職員駐車場が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の 3 の要件に該当しなくなったときは、契約を解除することができる。

偽りその他不正の手段により利用者が契約を締結したとき。

利用者がこの訓令に違反し、又はこの訓令に基づく市長の指示に従わないとき。

(その他)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、職員駐車場の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

## 大津市訓令第 3 号

大津市職員事務引継規程（昭和28年訓令第 7 号）の全部を次のように改正する。

平成25年 3 月15日

大津市長 越 直 美

## 大津市職員事務引継規程

( 目的 )

**第 1 条** この訓令は、一般職の職員 ( 以下「職員」という。 ) の事務引継に関し必要な事項を定めるものとする。

( 定義 )

**第 2 条** この訓令において「上司」とは、部長相当職にある職員にあっては市長、次長相当職にある職員及び所属長にあっては部長、その他の職員にあっては所属長をいう。

( 事務引継の義務 )

**第 3 条** 職員は、退職、転任その他の異動若しくは職制の改正等により担当する事務に変更があるとき、又は休職するときは、その発令の日までにその担当する事務を後任者に引き継がなければならない。

( 事務引継の代理 )

**第 4 条** 職員は、特別の事情によりその担当する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを上司の指定する者 ( 以下「代理者」という。 ) に引き継ぐものとする。この場合において、代理者は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを引き継がなければならない。

2 職員が病気、死亡その他の事情によって自らその担当する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、代理者が当該職員に代わってこれを後任者に引き継ぐものとする。

( 事務引継の方法 )

**第 5 条** 事務引継は、事務引継書 ( 別記様式 ) によりこれを行うものとする。

2 職員は、事務引継が終了したときは、上司に報告しなければならない。

( 事務引継後の責任 )

**第 6 条** 事務引継が終了した後において生じた事件が、前任者の在職中の期間に及ぶときは、前条の引継ぎの限度において双方が責任を負うものとする。

( その他 )

**第 7 条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

## 別記様式 ( 第 5 条関係 )

## 事務引継書

年 月 日

大津市長 様

前任者 職名 氏名 印

後任者 職名 氏名 印

年 月 日

しましたから、下記のとおり担当の事務を引き継ぎます。

## 記

- 1 所属、係等の概要及び年間スケジュール
- 2 担当する事務とその内容 ( 経過、現況、方針及び意見並びにマニュアル )
- 3 未処理事項 ( 実施中のもので完了していないもの )、未着手事項及び懸案事項
- 4 将来企画すべき事項についての処理の順序・方法及び意見等
- 5 引き継ぐべき書類 ( 事務執行に必要なファイル名、保存場所等 ) 及び帳簿等
- 6 引き継ぐべき文書データ ( ネットワーク上で業務に関する文書の保存フォルダを体系的に明示 )
- 7 現金、有価証券その他引継ぎを要するもの
- 8 その他必要と認める事項

告 示

大津市告示第54号

平成10年告示第28号（市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の管理に属する機関の職にある者に委任することについて）の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

大津市長 越 直 美

第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この告示は、平成25年3月15日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第1号

大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

別表第1及び別表第2中「及び開栓証明書用」を「、開栓証明書並びに水道料金及び下水道使用料の減免に関する通知書用」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月15日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市火災調査規程（平成7年消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

大津市消防局長 新 宮 裕

第20条第1項中「第34条」を「第32条第1項又は法第34条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第1号

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年3月15日

大津市消防局長 新 宮 裕

第1号の表びわこ競輪場の項を削る。

第2号の表和邇駅前ショッピングセンターの項の次に次のように加える。

パローショッピングセンター（パロー真野）	店舗	大津市真野六丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
----------------------	----	----------	----	---------------------

第2号の表シーダー21の項中「シーダー21」の次に「（ハッピーテラダ）」を加え、同号の表ジョーシン西大津店の項の次に次のように加える。

フレンド마트西大津店	店舗	大津市柳川二丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止
ケーズデンキ西大津店	店舗	大津市鏡が浜	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止

第 2 号の表平和堂石山寺辺店の項の次に次のように加える。

フレンドマートグリーン ヒル青山店	店舗	大津市青山五丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持 込みの禁止
ニトリ大津瀬田店	店舗	大津市瀬田一丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持 込みの禁止
フレンドタウン瀬田川	店舗	大津市瀬田一丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持 込みの禁止

第 2 号の表大津レイクサイドガーデンの項の次に次のように加える。

お宝ザクザク大津店	店舗	大津市大將軍一丁目	売場	喫煙、裸火の使用、危険物品持 込みの禁止
-----------	----	-----------	----	-------------------------

第 5 号の表明日都浜大津の項を削り、同号の表平和堂石山寺辺店の項の次に次のように加える。

ニトリ大津瀬田店	駐車場	大津市瀬田一丁目	駐車のために 供する部分	喫煙、裸火の使用禁止
----------	-----	----------	-----------------	------------

**附 則**

この告示は、平成25年3月15日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月15日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

**大津市教育委員会規則第 2 号**

大津市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立公民館の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に、

団 体 名	代表者
住 所	
電 話	

を

「

団 体 名	
代 表 者	
住 所	

に、「年 月 日 時 分 ~ 時 分」を

「年 月 日 ( ) 時 ~ 時」に、「階」を「階 室」に、

「

( 1 人当たりの金額 円 ) 有 . 無 ( 徴収金の使途 )	を
--	---

」

